

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年9月2日認可した。

平成21年9月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中北地区
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 片山南地区
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大洲地区